

○議長（一條 光君） 通告3番、4番三浦又英君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 三浦又英君 登壇〕

○4番（三浦又英君） （聴取不能）（「スイッチ入っていません」の声あり）最初からやり直します。

町長は就任しまして2回目の施政方針を述べられました。

町長のまちづくりの理念であります善意と資源、お金が循環する人と自然に優しいまちづくりの実現に向けまして、介護サービスつき町営住宅の整備など、公約に掲げた事業の具体化、前年度から繰り越しの重要施策や町民生活に直結している継続事業につきましても、町民福祉向上のため着実に実施していくということを声明されました。

町長は、定例会前におきまして、町政懇談会を開催して、町民の意見を平成25年度の施策に反映して事業計画及び予算に取り組むと決意をされておりますが、平成25年度の施政方針と関連しまして、次の内容についてお伺いをします。

議長にお許しをいただければ、6項目ほど掲げておりますが、3つに区分して質問をお許しいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長に伺います。答弁は全体について関連性ある形で準備してありますか。それとも、対応できます。（「分けていただいて結構です」の声あり）結構です。

○4番（三浦又英君） ありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3つの区分で質問させていただきますので、町長、ひとつよろしくお伺いをします。

初めに、町長は定例議会前に、先ほどもお話ししましたが、皆さんの意見を聞いて平成25年度の施政に反映するということにつきましても、町政懇談会の内容につきましても行政報告で既に報告を受けておりますが、まず、町政懇談会でどのような意見をいただきまして、その主な意見内容が町民の声としてどう生かされ、どのような事業にどう取り込まれるのか、まずお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 町政懇談会で出た意見、そしてそれを新年度事業及び予算にどう反映させていくのかというご質問でございます。

1月21日の鹿原地区を皮切りに2月4日まで、各小学校区を単位とし、計9回町政懇談会を

開催いたしました。このどうしたら町民の声を町政に反映させられるかということが、私は非常に重要な課題だと思っています。先ほど信頼関係というお話がありましたけれども、この信頼関係、町民との信頼関係は何によるかと。それは、町民の声が行政に反映されるかどうか、届くかどうかということが私は非常に重要だというふうに思っております。ですから、議会で議決をしたことを町民の皆さんに懇談会あるいは広報紙でお伝えするというのではなく、町の主要施策、方針が固まった時点で町民の皆さんにお伝えすると。そして、その場に議会議員の皆さんもご出席をいただいて、そして町民の生の声を聞いていただいた上で議会に臨んでいただくということが、町政に町民の声を反映させるために大事なことであろうということで、今回議会前に町政懇談会を開催させていただきました。

大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。寒いということもありましたでしょうから、200名程度の町民のご参加ではございましたけれども、大変私も勉強になりました。小野田、宮崎地区の皆さんからは、国道347号が通年通行となった際の観光客対策についての要望をいただきました。また、薬菜施設から陶芸の里へ観光客を誘導するための看板を設置してほしいといった具体的な要望もございました。新年度において、国道347号と皆伝寺東線との交差点から陶芸の里までの間に、ご要望にお応えして4基案内板を設置することといたしました。さらに、347号の通年通行に伴い、交通量が増加することが予想されます。交通安全施設整備に対する要望もございましたので、県や国に対してこれは要望してまいりたいというふうに思っております。また、道路舗装や拡幅改良、測量設計など、30路線の整備を計画しておりましたけれども、懇談会の中で地域の実情をお伺いし、暮らしに密着した生活基盤の整備が急務である路線について、追加を行ったところであります。また、各地区の区長さん方からは、東日本大震災の教訓として、非常時物資の各地区への配備を求める意見が寄せられました。町民の生命、財産を守ることが町の第一の責任でありますので、新年度において発電機や投光器、炊き出し用なべを各自主防災組織に配付することにいたしております。また、避難施設への太陽光発電と蓄電池の設置につきましても、新年度に予定していた5カ所に加えて、要望のあった西小野田小学校や3地区の福祉センターにも、これは平成27年度になりますけれども、それまでに設置をしないと、設置をすることといたしました。私も西小野田での説明会で指摘をされて、なるほどと、西小野田には予定がなかったということで、これは追加をさせていただいたところであります。大変このように有意義なご提案、ご提言、ご意見を賜りました。

平成25年度に反映できなかったもので、年度内中にこれはやるべきだというものについては、早い段階で補正をしてまいりたいと思っておりますし、場合によっては平成26年度の予算に盛

り込むということにもなろうかと思っております。

広原地区の公民館の入り口の看板、これもなかなか見えづらいというふうなご質問ありましたが、こういったものは補正で対応していきたいというふうに思っておるところであります。以上でご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 町長、町政懇談会に私も参加をさせていただきました。その中におきましても各担当課長からのお話をいただき、説明いただき、そのいろいろと意見内容等が集約されて施政に反映され、さらには予算に取り組みますと思いますが、その中におきまして町長が公約を掲げておりますが、その中におきましてこの当然取り組まれているものも多くあると思いますが、この町政懇談会におきまして、町長の公約等について多くの意見が出されたと思いますが、その主なもので結構ですのでお話しいただくとありがたいんですが。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1点は、私もこれはいろいろと検討していかなくちゃならないなと思っていた点ではありますけれども、この介護サービスつき町営住宅の、これはあとの方がご質問されていますので詳しくは述べませんが、入所要件ですね。入所要件。これについてはこれからいろいろと検討していかなくちゃならないだろうというふうに思っています。基本的には持ち家のない方ということ、60歳以上の方といろいろ要件ありますけれども、この辺の要件は今後やはり検討を要するというふうに思っています。一番印象に残ったのはそんなところでしょうか。

それから、あと企画財政課のほうでまとめていますので、若干重立ったものを企画財政課のほうから紹介させていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

町民懇談会の中で、町長の公約実現のための施策についてまずもってご説明をしております。その中でいろんなご意見いただきましたが、先ほど町長が申しあげました介護サービスつき町営住宅に関する意見、それから国道347号の通年通行に伴う関係ですね。それから、新エネルギーの関係、それから公営放牧場の建設、それから牧草の一時保管に関する事項等、これにつきまして多くの質問をいただきまして、いろんなご意見をいただいたものを予算の中に反映させたというものもございます。以上です。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 予算等につきましては、まだ特別委員会がございますのでそこで審議をさせていただきますが、何にせよ町民の意向を予算に反映する取り組みは非常に大事だと思いますので、これで終わることなく補正、さらには次年度に向けてよろしくお願いをさせていただきます。

それで、次に質問をさせていただきますが、施政方針で②と③に関係することでございますが、自然と共生する地域に優しい町に関する質問ということで、②と③について質問をさせていただきます。

②に関してでございますが、エネルギー対策であります。

この施政方針の中に遊休地を活用した町民の出資による太陽光発電の設置、町民協働の発電所をつくる計画という施政を述べられておりますが、以下の次の8項目についてお伺いをさせていただきます。

まず、設置場所をどこに計画しているのか。その規模はどのくらいなのか。おおよそでよろしいですから、事業費はどのくらいなのか。町民から出資を仰ぐということですが、その出資総額はどのくらいを予定されているのか。また、この事業に関しまして、公的資金の導入、国なり県なり町の関係でございますが、もし収支計画等の案がございましたらお願いしたい。さらに、利益還元という施政方針で述べておりますが、その辺の見込み額についてはどうなんだろうかと。あと、最後の8点目でございますが、地域商品券の運用はどう図るのかと。これが8点でございます。

加えまして、加美町地域新エネルギービジョン、どう見直されたのか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初に私からお話をしまして、細かい点については協働まちづくり推進課長からお答えをさせていただきます。

まず、この加美町地域新エネルギービジョンの見直し、後のほうからいきますけれども、でございますけれども、これは平成17年に策定したものでございます。循環社会の構築を目指して、環境と調和したまちづくりを推進するためという目的でつくられたものでございまして、この中には太陽光や風力、バイオマス、小水力、クリーンエネルギー等々、あらゆる自然エネルギーを網羅した形でつくられております。ですから、これを見直す必要性というものは今のところ感じておりません。ここでうたわれている理念とか、提案されている事業、これをこれからどう具体的に進めていくかということが大変大事だというふうに思っておりますので、これまでこのビジョンに基づいて住宅、民間住宅への太陽光発電の導入助成事業、ハイブリッ

ドカーの導入、あるいは小学校、公民館、公共施設の太陽力発電の設置、やくらい施設への木質バイオマスの導入などを進めてきたわけですが、さらに先ほど申し上げたような平成25年におきましても事業を進めていきたいというふうに思っております。

ですから、今後もこのビジョンをベースとして、最新の技術を検討しながら、ただ、この最新の技術だけじゃなくて、先ほども申し上げたように、このまきの駅のような、実はかつて我々が使っていた知恵とか、技術とか、そういったものも取り込みながら、この再生可能な自然エネルギー導入というものを積極的に進めて、循環型社会の構築をしていきたいというふうに思っております。

また、地域商品券についてだけ、私のほうから述べさせていただきますけれども、当然この出資者、町内外の出資者の元本はお返しをいたします。そして、若干の利息というものもこれも支払いたいというふうに思っています。その際に、まだこの割合等は決めておりませんが、ある一定の割合を地域商品券のようなものでお返しをして、そしてその一部のお金がこの地域の中で循環すると。そういった仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。そのためには、商工会、商店会、さまざまな方々とこれは協議をしながら、協力をしながら、町民の皆さん等の知恵もおかりしながら進めていかなきゃならないというふうに思っています。

そのほかの具体的な点については遠藤課長のほうからお答えさせます。

○議長（一條 光君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） 協働のまちづくり推進課長です。

それでは、ご質問のありました、まず場所につきましてでございます。場所につきましては、現在想定をいたしておりますのは、現在の上多田川小学校の前の跡地、そちらの場所を現在想定をさせていただいております。立地条件としましては、南側に障害物がないということで、よいのかなということで思っております。

事業の規模でございますが、そちらのほうの敷地に現在想定をしておりますのは200キロワット強ぐらいのものを設置をしたいということで思っております。そのぐらいの太陽光の発電設備を設置をするという考えです。

それに伴う事業費でございますが、いろいろ現在のところ大体1億円ぐらいはかかるのではないかと想定をさせてもらっております。

続いて、出資の総額ということでございますが、基本的には全額出資をしていただくような形であれば一番いいのかなということで思っております。その部分に関しましては、今後どういう形でやっていったらいいのかも含めて、今後の検討ということでございます。

公的資金の導入ということのご質問がございましたが、公的資金の導入に関しましては、基本的にはその設備自体で発電をして、それを全額、全量を東北電力さんのほうへ売電をします。その収入で出資をされた方へ、あと維持管理も含めてお返しをしていくということになりますので、公的な資金の対象から外れるというものというふうに現在認識してございます。

続いて、収支計画の関係でございますが、収支計画につきましては、先ほどの発電の規模、事業費等々によりまして、どのぐらいその発電の収入があり、かかった経費に対して支払いができるのか、余った分の利益の還元という形になるわけですが、それにつきましては今後検討をさせていただいて、利益のある程度の還元、微々たるものかもしれませんが、そういう考えがなければ、なかなか出資のほうもご協力いただけないという制度というふうに考えておりますので、そこで回るような計算の収支計算にしていかなければいけないということで思っております。それらにつきましては、いろいろ専門的な知識等々で検討していかなければいけないということで、新年度に予算のほうも計上をさせていただいているところでございます。

最後に、利益の還元ということのお話でございますが、先ほど町長が申し上げたとおり、その若干の利益の還元については、地域商品券など地域の中で循環ができる活性化につなげられる方策、そういう施策にしていきたいということでございますので、どのぐらいの還元率になるかは収支計算の中ではっきりしてくるものというふうに考えておきまして、現在のところ、その利率まではわかりませんが、できるだけ還元できるような形、それが地域の経済にプラスになるような形にしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） この事業につきましては、町民と協働の事業ということで、町民の方も大いに期待していると思うんですね。そうしますと、多くの方々が出資できるようにしなくちゃならないと思いますので、おおよそでいいと思うんですが、例えば1株1万円とか5,000円とか3,000円とか、そんな少ない数字かどうか、私も定かではありませんけれども、多くの方々が出資できる額が妥当性があるのではないかという私思いをしていますが、それについての考えをお伺いします。

○議長（一條 光君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） 協働のまちづくり推進課長です。

ただいまのご質問でございますが、その出資の1口の単位ということになるかと思えます。現在考えておりますのは、5万円もしくは10万円、そのぐらいが最低のレベルかなというふうに思っております。といいますのは、出資していただいたものに関していろいろ金銭的な管理

をしていくということになります。件数が多くなればなるほど大変ということもございまして、ある程度そのぐらいの形にまとめさせていただきたいと。反対に言いますと、50万円とかそういうような部分まで3段階ぐらいに設定をするということも考えていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） それで、それぞれの単位の額が示されましたが、いずれにしても、多くの町民が参加できるような対策を講じていただきたいと思います。

それで、この質問に対しては、エネルギーに対しては終わりますが、次の③の介護サービスつき町営住宅につきましては、町長が入居要件という先ほど検討していることをお話しいただきましたので、この後に伊藤由子議員も質問をされておりますので、次の質問に移らせていただきます。

④、⑤、⑥とまとめて質問をさせていただきますが、魅力、やりがい、にぎわいのある町に関することですが、まず、農業振興策についてであります。

施政方針におきまして、T P P参加への検討、福島原発事故による農業収入減少や将来不安など、厳しさを増していると述べられておりますが、安倍首相におきましては、「聖域なき関税撤廃かどうか、私自身が日米首脳会談で話をつかみ、判断する」と述べたことが報道されております。今週でしたか、河北新報の共同通信の中に、T P P参加等については58%が参加して検討すべきということが報道されておりました。それに比較しまして2年前と比較しまして、どうもそのT P Pの参加阻止運動が薄れているのではないかという思いが感じしてなりません。私も2年前にも質問させていただきましたが、このT P P参加については断固反対でございます。私は関係機関と連携して、参加阻止運動を強力に展開を町長に強く訴えるものであります。また、一方、その関税撤廃で町内農業に影響を受けることを想定しまして、その対策ももう事前から必要ではないかという思いがしております。その1つとして、この施政方針に述べております加美町農産物ブランド化アクションプログラムというのにつきまして、具体的な事業内容をお聞かせください。

2つ目としまして、畜産振興であります。先ほど新田議員も詳細にわたりまして質問をされており、町長も答弁されておりますが、私も全国和牛能力共進会の誘致を強く望むものであります。県内には5つの誘致する動きがあるようですから、まずそれに負けずと町長の手腕を発揮していただきたいと思います。強く要望をさせていただきます。

それで、本町産の牛が要するに宮城県の代表として出場できるよう、要するに肥育の技術の

研さんに努める方針であるということを書いておられますが、具体的にはどう進めようとしているのか、あわせて宮城県の基幹の種牛であります茂洋などの血統牛でございますよね。その整備を早急に図って、全国共進会に向けるべきだという強い思いをしておりますが、町長のこの全国和牛能力共進会の誘致を含めた畜産振興の熱い思いを述べてください。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初に、T P P参加への……。

○議長（一條 光君） もう1回。（「済みません。ちょっと私、最初の質問間違えちゃった。通してよろしいでしょうか」の声あり）三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 済みません。自分をお願いしておきながら、途中で終わって、大変失礼申し上げました。

次に、⑤番目の林業振興対策の関係ですが、加美町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針に基づき、畜舎建設や介護サービスつき町営住宅や庁舎に活用していく予定であります。森林林業再生基盤づくり交付金事業と木造庁舎の建設についてお伺いします。

施政方針で、庁舎を木造で建設する場合、森林林業再生基盤づくり交付金事業により、最大50%の補助金が受けられることになっていると述べられております。まず、木造の庁舎建設を進めようとしているに当たりまして、これまで多くの議員と議論された事項を整理した上で補助事業導入計画なのか、加えまして、補助対象と対象外の種別をお示しいただきたいと思えます。何を申せ、役場庁舎は町民、職員の生命を守り、安心・安全で業務遂行できる施設でなければなりませんので、防災拠点である役場庁舎をいち早く建設すべきと強く願うのですが、町長の意気込みをお聞かせください。

6つとしまして、観光事業についてであります。

ことし4月から6月に宮城県を全国にPRする仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが展開されますが、町のPR事業として加美町音楽フェスティバル、これも後ほど米木議員が質問されておりますが、事業内容をお聞かせください。また、単独事業も大いに結構なんです。大崎定住圏並びに2月8日設立されました県北町村会と連携した観光対策の取り組みも大事だと思いますので、町長の考えをお伺いします。

はい、済みません。④から⑥までお願いをします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初に、T P P参加阻止で頑張してほしいというふうなご質問だったと思います。



実は先週の日曜、土曜日、日曜日だったですかね。稲作大会、農協の稲作大会に参加をいたしまして、そのとき私お話ししたんですけれども、このT P Pが日本の基幹産業である農業に大きな打撃を与えるだろうということは、想像にかたくないというふうに思います。先月、私、宮城県ソウル事務所20周年記念式典に呼ばれて、しばらくぶりに韓国へ行ってまいりました。副知事とともに行ってまいりました。私は招待状だけで旅費は自前をお願いしますと言われてまして、招待状をいただいて行ってきたんですけれども、その際、テレビで今回の円安について、そしてその円安が農業に与える影響について、報道がなされておりました。韓国は1990年代に農政の大転換を図りました。自由化を前提として大転換を図り、ハウスをつくり、これは国が全体予算の15%ほどを投じてハウスをつくり、その代表的なものがパプリカ生産ですね。韓国ではほとんどこれは消費をしません。ほとんどこれはもう100%と言っていいぐらい、日本向けの生産です。このパプリカ生産が今回の円安の打撃を受けまして、日本への出荷が激減したということで、農家はもうこれからどうしたらいいかわからないということが放映されておりました。これはパプリカに限らず、ヒラメの養殖とか、いわゆる1次産業に与える打撃が非常に大きいと。ですから、この為替でもって大きく左右されるというふうな状況、これは大変私は危険な状況だろうというふうに思っています。ですから、この関税なき自由貿易といえますか、こういったものが農業に与える影響というのは、これはもう明らかでありますので、T P P参加というものはやはりこれは阻止をしていかなくちやならないというふうに思っております。

ただ、政府がどのような結論を出されるか。これは不透明でありますし、若干前かがみかなというふうな印象も持っておりますので、そういった方が一そういった状況に立ち至った場合のことも念頭に置いて、やはり取り組んでいく必要があるだろうというふうにも考えています。

先ほど農業、加美町農産物ブランド化アクションプログラムについてご質問ありました。これもその1つであります。1つ目は、資源循環による地域土づくり戦略ということです。今「エコ堆くん」というものを肥料をこれはつくっておりますけれども、やはり化学肥料を低減し、生産費を安く抑えて食味もいいと。そして、安心・安全だというものをつくって、やはり差別化を図っていかなきゃならないというふうに思っています。今、加美町では自然栽培に取り組んでいる方もいらっしゃいます。これは、農薬も肥料も一切要らないと。その自然栽培でつくった私この「さしぐれ」というものをごちそうになりましたが、大変おいしいお米でした。そういったものを求めている、いわゆる農薬も肥料も使わないそういったお米を求めている消費者もいるんです。そして、この源流である加美町はそういったものに私は適しているだ

ろうというふうに思っています。耕作放棄地の解消なども含めて、そういったこの特色のあるもの、そして先ほど言った農薬を使わずに、どこでもこれ自然栽培できるわけじゃありませんから、手間もかかりますから。エコ堆くんを使ったその減農薬の安全なものを、おいしいものをつくっていくというふうな差別化ということをやっつけていかなきゃならないと思っています。宮城大学との連携の中で、このエコ堆くんのトレードマークといいますか、シールですね。これ今作成をしていただいているところでございます。

2つ目は、地元向け戦略でございます。小・中学校や幼稚園等の給食に、地元の食材を使った統一メニューの提供をしております。年3回、幼・小・中と、そして私立幼稚園にもご協力をいただいております。取り組んでいただいているところであります。

3つ目は、首都圏向け戦略でございます。昨年11月、千葉県市川市に認定農業者の皆さんと一緒に行ってまいりました。認定農業者の方々は今までもずっと行って市川まつりに参加をして、加美町のお米を中心とした農産物を販売してまいったわけですけれども、私も行きまして、前日、市川市と災害時の支援協定を結ばせていただきました。私はこの災害時のときだけ米を送るのではなくて、やはり日ごろ加美町のお米を市川市で消費していただくことが大事であろうというふうに思っております。そんなことも含めて、ことしは市川市と今後の交流について話し合いを持ちたいと考えておりますので、その中で市川市に向けてのこの加美町の農産物の販売などについてもお話をさせていただきたいというふうに思っております。翌日、11月3日の市川まつりでは、加美町のお米もあつという間に完売をいたしました。お餅も振る舞ってさせていただきました。市川市の方々には「いやあ、加美町がこのいざというときに米送ってもらうというのは、大変心強い」と、市川市には1軒も米農家ありませんので。梨農家はいっぱいありますけれども。そんなお声もいただきましたので、ぜひ日ごろから加美町のお米を味わっていただくような、そんな流通システムも構築していきたいと思っております。

また、仙台市や首都圏との農業交流、そしてそれに伴う農産物の販売、そういったことも一層行っていきたいと思っております。

また、このグリーンツーリズム、これも長い目で見れば加美町の農業、農産物の販売拡大に私は非常に大きな影響を及ぼすものだろうというふうに思っております。何度も加美町を訪れる子供たちは、加美町が私は第2のふるさととなるだろうと。そして、結婚して家庭を持って、加美町のあのおいしいお米を食べたいと、あの野菜を食べたいというふうになるんだろうと思っておりますので、このグリーンツーリズムというものも支援をしながら、これは拡大をしていかなきゃならないというふうに考えております。

全国和牛能力共進会についてであります。

何とか加美町での実施に向けて、私も頑張っていきたいと思っております。選考委員の1人である利府町の町長ともいろいろと意見交換をさせていただいたりもしております。県や関係者にも加美町の優位性についてもお話をさせていただいております。何としても加美町の経済の発展、そして何よりもこの畜産の振興という観点から誘致をしてみたいと思っておりますので、今後とも一生懸命これは取り組んでみたいというふうに思っております。

また、茂洋につきましても、宮城県の基幹種牛ですね。私は冗談で「牛は茂洋、町長は洋文」などと言っておりますけれども、この茂洋ですね。この茂洋の産種の導入または保留に対してこの奨励金を交付しております。平成23年度では1頭当たり平均52万7,000円で16頭の茂洋が導入または保留され、奨励金として合計83万9,000円を交付しておるところであります。今後とも本事業によりまして、魅力ある繁殖雌牛を確立し……、繁殖牛ですね、確立して、この競争力の高い畜産というものを目指して、そしてこの和牛共進会を見据えた、開催されても出品できなければ余りこれは意味ございませんので、ぜひその全国大会に、宮城県の大会に出品ができるような肉用牛の改良を推進してみたいと考えております。

また、その点についてはもう少し詳しく農林課長のほうから答えさせていただきたいと思っております。

また、林業に関してでございます。これも森林整備対策室長のほうから詳しく答えさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、庁舎建設の際には専門の方々のご意見をいただきながら、何としてもこれは防災拠点でございますので、まずこの安全な強固な建物、丈夫な建物ということが前提ですので、木材をできるだけ活用して、安全な建物にしていきたい。防災の拠点としてふさわしいものにしていきたいというふうに思っております。補助対象等については森林整備対策室長のほうから答えさせます。

また、最後の音楽フェスティバルですね。音楽のフェスティバルについてでございます。

現在予定しておりますのは、4月27日、バッハホールにおきまして、青島広志さんとブルーアイランド楽団の演奏会、そして28日には、これまでも開催してきましたけれども、陸上自衛隊第6音楽隊演奏会をバッハホールで開催予定しております。また、5月3日には、陶芸の里ゆ〜らんの野外ステージにおきまして、高橋真梨子さんのバックバンドを務めております野々田万照さんのグループのジャズ演奏、そして5月4日、やくらい文化センターにおきまして、震災復興をテーマとしましたさとう宗幸さんと仲間たちのコンサートというものを計画し

ております。また、非常に幸いなことに、今晚、私が昨年ドイツのバッハハウスに行った際に、バッハハウスの館長さんのほうから、現存する2冊のマタイ受難曲の詩集解説本のうちの1冊をバッハホールに貸与いたしますと、友好関係が続く限り貸与いたしますというふうな約束をいただきました。これは1729年発行ですから、江戸時代ですね、日本で言いますと。二百数十年前。これが今晚届くことになっております。このお披露目も青島広志さんの演奏会、4月27日にできればというふうに思っております。ですから、それに向けて日本全国のバッハファン、クラシックファンの方々にさまざまな広報手段を用いて広報していき、多くの方に加美町に来ていただきたいというふうに思っているところであります。

また、広域的な取り組みということも非常に重要だと思っております。先般、宮城県の県北ですね、宮城県北地方町会、県北地方町村長会、これができまして、これからいろいろな連絡調整をやっていきたいと思いますということになっております。当然その中でこの広域的な取り組み、観光の面でも広域化の取り組みということを話し合っていくべきだろうというふうに思っております。加美町は今パークゴルフを通して韓国と交流をしておりますけれども、涌谷は黄金山神社の関係で韓国のプヨというところと交流をしておりますして、来年度友好都市提携をするというふうに聞いています。ですから、例えばこの韓国からの観光客の誘客について、涌谷と一緒にやって取り組んでいくと。あるいは、これからの青少年交流と一緒にやって取り組んでいくということなども可能性として私はあるんだろうというふうに思っておりますので、こういった県北町長会なども大いにこれは活用していきたいと。それから、大崎広域としての取り組み、先ほど申し上げませんでしたけれども、音楽のまちづくりの一環として市民オーケストラの設立というものもございます。これも加美町だけで設立できるものではございません。広く大崎、あるいは県北、あるいは宮城県というふうな広い地域にお声がけをさせていただいて、団員を募集していかなきゃならないと思っておりますし、ご支援も賜りたいというふうに思っております。こういったことから、ますますこの広域での地域活性化、あるいは観光客の誘致ということに取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

先ほどの畜産の質問の関係でございますが、1つにつきましては茂洋の導入、平成24年度分につきましては、1月末現在で26頭、保留候補牛として導入しております。その奨励金の額が127万8,000円ほどになっております。また、これにつきましては3月末にまとめて年度分交付しますので、まだ交付はいたしておりませんが、1月現在で26頭ということになっております。

それとあわせまして、導入に関する基金の関係で加美郡の導入基金条例、基金がございまして、JAのほうで管理をしておりますが、繁殖牛につきましては1月末現在で95頭、3,438万7,000円ほどの貸し出しを行っております。

それから、飼育技術の研さんについてでございますが、これにつきましては毎年1回加美郡畜産共進会を開催いたしまして、和牛、それから乳用牛、どちらもその共進会を行っております。全県的には開催しているところが少なくなっておりますけれども、今回全国能力共進会にも合わせましてこれは継続していったほうが良いというようなことで、平成25年度以降も継続してこの共進会を行っていきたいというふうに思っております。昨年の加美町の中で1頭だけ実は県の候補の補欠というところまで行けた牛もございましたので、わずかな差でちょっと次点ということだったんですが、そういった方々も現在おりますので、そういった方々の飼養技術の一層の研さんに関係機関と協力しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（早坂雄幸君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

森林林業再生基盤づくり交付金事業について、補助対象事業と対象外についてはどうなっているのかというご質問でございますけれども、この事業につきましては林野庁の事業でありまして、森林の整備、それから林業木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るという目的でできました事業でございます。それで、国の政策目標がありまして、平成24年度で粗材の生産量が4割を平成27年度までに6割に持っていこうとするものでございます。それから、公共建築物の木造率の向上でございますけれども、これにつきましては平成22年現在全国で8.3%となっておりますので、これを平成27年度までに24%に持っていこうとするものでございます。

なお、この事業のメニューにつきましては9つほどございまして、うち6つがハード事業、3つがソフト事業というようなことでございます。その中の1つに木造公共建築物等の整備ということで、補助率は2分の1以内というふうになっております。なお、この事業の要項の内容につきましては、2月15日に林野庁に電話で確認したところ、まだ交付要項等詳細については決まっていないということで、現時点で建築物に対する補助がどの部分であるかというようなことについては、要項が決まらなるとわからないというような状況になっております。

いずれにしましても、公共建築物の整備に当たりましては、関係法令、構造等、コストなどの制約を受けるものを除きまして、町の方針に基づきまして木造木質化を推進していくということになります。以上でございます。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

観光分野における大崎定住圏の役割というご質問がございました。

これにつきましては、協定書の中に観光振興という分野の政策分野がありますので、その中で共同で実施をしていくということになろうかと思えます。以上です。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 多種にわたりまして質問させていただきまして、答弁ありがとうございました。何にせよTPP参加されると、米、畜産は大打撃を受けるわけですね。それで、そういう関係で私も質問させていただいたんですが、町長がアクションプログラムにあわせて畜産振興に強く意欲を持って進めるというふうに、私は感銘をいただきましたので、そういう方向で進めていただきたいと思います。

最後になりますが、町は合併して10年ということで先ほど町長がお話いただきましたが、加美町総合計画のキャッチフレーズが「美しい自然、こころやさしい人々、活力ある生活文化のまち・加美」です。町民の皆さんとともに町執行部、議会とともに笑顔あふれるまちづくりに頑張っぺっちゃ。終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして4番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） では、通告に従いまして2点質問いたします。

最初に、1番、介護サービスつき町営住宅の整備について。

我が町の高齢化率は29.9%で、65歳以上のひとり暮らしや二人暮らしが増加している中、介護サービスつき住宅の需要は今後ますますふえていくものと考えられます。

町では、平成25年度に介護サービスつき町営住宅の整備事業を進めるものと思われませんが、以下の内容についてお伺いします。

1つ目、国土交通省は高齢者住まい法を改正し、2020年度までに高齢者が安心して生活できる住宅の供給を促進することを目的としたサービスつき高齢者向け住宅の登録制度を創設しましたが、加美町の今回の事業との関連についてお伺いします。

2つ目、介護サービスつき町営住宅への入居対象者の年齢及び条件について、先ほど来から質問等もありましたが、お願いします。

3つ目、住宅建設場所の条件と候補地として検討している場所について、現在の時点で挙げ

られるものがありましたら、お答え願います。

4つ目、11年ぶりに改定となった高齢者社会対策大綱には、6つの基本的な考え方が挙げられていますが、介護サービスつき町営住宅の整備に当たっては、どの項目に重点を置いて進めるのか、伺います。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 今、伊藤由子議員がおっしゃったように、高齢化率もう29.9%、29.95%ぐらいまでいっております。30%目前という状況でございます。

介護サービスつき町営住宅の整備に関するご質問でございました。

第1点目の高齢者住まい法との関連についてお答えをいたします。

国では、平成23年に高齢者の居住の安全確保に関する法律、一般的には「高齢者住まい法」と言っておりますけれども、これを改正しまして、それまでの高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅というものを廃止をしまして、サービスつき高齢者向け住宅に一本化いたしました。そして、知事への登録制度を創設したところであります。これは高齢者の住まいの制度が非常に複雑であるということで、なおかつ入居一時金に関するトラブルなどもあったということもありました。そういったことから、民間の事業者が建築する場合の住宅の構造やサービスの基準、賃貸借契約に関する基準などを定めたものであります。

一方、加美町が設置しようとしております介護サービスつき町営住宅は、公営住宅法に基づく高齢者向けの公共住宅、あるいはシルバーハウジングと言われておりますけれども、そういったものの整備でございますので、高齢者住まい法による登録制度との関連性は特にはございません。

2番目の介護サービスつき町営住宅入居者の要件でございます。

まずは持ち家がない世帯ということです。これが大前提であります。次に、60歳以上の単身者または高齢者だけの世帯、あるいは障害者世帯等で特に認められる世帯のいずれかの要件を満たしているということでございます。2つ目としまして、入居時において自炊ができ、自立可能な健康状態で、生活支援員、ライフサポートアドバイザーと言っておりますけれども、生活支援員の定期的な訪問が必要な方ということでございます。こういったことを現在入居対象者の条件と考えておりますけれども、さらに他の事例を参考にしながら、入居要件と、あるいは選考基準というものを設けて、優先順位を定めていく必要があるだろうというふうに考えております。

3番目の候補地でございます。

昨年の7月に関係課の職員で構成する加美町介護サービスつき町営住宅整備プロジェクトチーム、これは1人1プロジェクトとはまた別のプロジェクトでございます。これは関係課の方方で構成しているプロジェクトチームでございますが、これを立ち上げて6回ほど検討を行いました。1月に中間報告がございました。プロジェクトチームからは、3地区において生活利便性が高い中心部あるいはその周辺にそれぞれ建設することが望ましいという報告がございました。

中新田地区に関しましては、母子生活支援センターを廃止した上で介護サービスつき町営住宅へ改修する案が出されました。また、新庁舎が整備された後の本庁舎や保健福祉課の跡地利用なども含めて検討すべきであるというふうなことであります。

小野田地区については、商店やスーパー、病院まで歩いて行ける距離にある旧ソニー跡地の活用や、既存の町営住宅と混在する形で町営北原住宅の北側にあります空き地が候補として提案されました。

宮崎地区では、宮崎小学校体育館の北側にある町有地や、町営屋敷住宅の西側にある町有地が候補地として提案されました。

町といたしましては、プロジェクトチームから提案をいただいた候補地を参考にしながら、平成25年度中に最終の建設場所を決定し、実施計画を行いたいというふうに考えております。

4点目の高齢者対策大綱とのかかわりでございます。

高齢者対策大綱には6つの基本的な考え方があります。

1番目として高齢者の捉え方の意識改革、2番目として老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、3番目、高齢者の意欲と能力の活用、4番目、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、5番目、安全・安心な生活環境の実現、6番目、若年期からの人生90年時代への備えと世代循環の実現ということであります。この介護サービスつき町営住宅に関しましては、5番目の安全・安心な生活環境の実現ということがこの中で該当するのであるというふうに思っております。こういった高齢化時代にありまして、高齢社会対策大綱の今申し上げた安全・安心な生活環境の実現という考えに立ちながら、介護サービスつき町営住宅の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、最初に国土交通省が提案したサービスつき高齢者向け住宅の登録制度による事業とは直接関係しないというお話がありました。これは公営住宅法に基づくもので



ある、事業であるというふうなお答えでしたが、公営住宅法に基づく事業であれば、それによる制約というか、入居要件とか、それから料金とか、そういうものが関係してくるかと思いますが、その点についてはどうなっているのか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町民課長、最後の議会でございますので、町民課長から答えさせていただきます。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

入居に關しましての条件とかということですが、これは地方分権一括法の関係で町の条例で入居基準を決められるということですので、今回そういう60歳以上とか、そういうことで入居できますということでの条例改正が必要になるかというふうに思っております。それから、家賃の関係なんですけれども、これは公営住宅法で決められておまして、算定基準がございます。この算定基準に基づいて出されますので、大体1万2,000円から1万8,000円ぐらいの賃料になろうかというふうに思われます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、先ほど条件として持ち家がないということと60歳以上の単身者、あるいは二人世帯のうちの条件にかなっている者というふうな説明があったわけなんですけど、対象者の年齢から単純に計算すると471名が現在ひとり暮らしであるというふうにこの間の町政懇談会でお話があったかと思えます。530世帯が二人暮らしというふうに言っていたんですが、これはイコール需要と見込めるものなのかどうか。一度に建てる棟が8棟、8世帯、8戸でしたですか。ですから、そんなに多くは見込んでいないと思うんですけど、持ち家がある人を471名から除いたら、本当に何世帯もないというふうに思うんですけども、ここはどういうふうに需要を見込んでいるのか、お伺いします。二人暮らしの場合についても、見込み数についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

今議員さんのおっしゃったとおり、町のほうではひとり暮らしの世帯が471世帯、471人でございます。それから、高齢者だけで生活をされている方が530世帯ということで、1,000世帯ぐらいが高齢者だけの世帯になっております。それで、今後この介護サービスつき町営住宅の需要をどのように見るのかということになりますが、そのうち持ち家に住んでいなくて公営住宅

とか民間のアパートに住んでいる世帯の方が131世帯ございます。それで、まだ保健福祉課のほうではそういったニーズ調査のほうをまだやっておりません。ただ、私らほうとしましては、3地区に整備をしていくということで、そういった持ち家のない方々については把握してございますので、今後そういったニーズ調査を平成25年度の初めのほうに実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 人数的には今の時点でそんなにはっきりしたものはないかとは思いますが、それで、条件として対象者は要介護2まで入居できるんだというふうなお話がありました、介護度が進んだ場合の受け皿についてどう考えているのか、お伺いします。

つながりの施設の役目は果たせるのかなと思いますが、こことてついの住みかではないわけですね。もし介護度が進んだ場合にはどういったステップを、次のステップへのケアを町がしてくれるのか、そこが一番心配だという声が町政懇談会あたりでも出たかと思うんですが、そのことについてどう考えているのか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

介護サービスつき町営住宅につきましては、ある程度の介護の重い方ですとなかなか自立してそこで生活というのは難しいということございまして、要介護2ぐらいが限度じゃないかなというような感じでおります。それで、じゃ要介護3になったら、そこからどこに出たらいのかというようなことになるわけでございますが、やはり要介護3以上になりますと、すぐではありませんけれども特別養護老人ホームとか、介護老人保健施設、あるいは認知の方であればグループホームといったやはり専門のそういった施設のほうへの入所が当然必要になってくると思います。そういったことで、介護度が重くなる前にこの介護サービスつき町営住宅の中にライフサポートアドバイザーという生活援助員の方も配置する予定でございます。そういった方々とケアマネジャーとの調整で、そういった施設のほうにスムーズに移行できるように今後調整して進めてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そのアドバイザーも常にそこにいていただけるということなんですが、今でも待機者が260人から270人くらいいるというふうに言われている中で、その次のステップへのケアというのは大丈夫なのかなとちょっと不安になるわけなんですが、そこで民間との連携とかということは考えていないのかどうか。というのは、2月号の町の広報紙で、地域審議

会の意見・提言の中に、小野田地区から老人施設入所待機者解消のために民間業者の誘致に取り組んではどうかとか、それから宮崎のほうからは在宅介護の軽減とか、待機者の解消をぜひ図ってほしいというふうな声が広報紙にも載っていました。そういった点から、1つだけしか方法、選択肢がないわけではないと思いますが、民間との連携については考えられているのかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 民間との連携、これは当然必要になってまいると思っております。この介護サービスつき高齢者住宅の位置づけなんですね。これはいわゆる比較的所得の低い方で、まだ自立はできるけれども、見守り、サポートが必要な方という方々を対象としたものです。当然これだけでは十分ではございません。中には、自分もうちょっとお金があると、もうちょっと手厚いサービスをしてほしいという方もいらっしゃるでしょう。そうなりますと、これはある程度事業として成り立つものですから、これは民間の参入ということが期待されるものであります。今回のようなものは民間ではとても採算がとれませんので、どこも参入してくるところはありませんので、これは町でやるということでございます。

さらに、今民間からもいろんな話が実は来ております。ですから、全体の流れの中でどういったものを、どういったところを民間に担っていただくかということを考えてまいらなければならぬと思っております。介護事業を3年ごとに改定する介護保険事業の計画も次が来年、再来年ですかね。ですから、その間十分そういったニーズなども把握をしながら、どこの部分で民間に参入していただくかということを考えていかなくちゃならないと思っております。

また、今回この春に、色麻、大衡、大郷と特別養護老人ホームが3つできます。それに伴って、色麻の公立病院に大分影響が出るんじゃないかということも実は懸念をされています。ですから、そのあたりのお互いの機関がうまく連携がとれるように、ここから老健に入るとか、それから老人特養のほうに行くとかですね。そういったそれぞれの機関の連携がこれまで以上に必要になってまいると思っております。ですから、そういった民間の活用と、それから現在の施設間の連携というものをとっていきたいというふう考えています。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 民間との連携なしには進まないだろうというような大まかなそういうお答えでしたが、今の利府町葉山住宅の状況というのはじゃどういうふうになっているのか、もし把握していることがありましたらお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

昨年先進地視察というような形でプロジェクトチームと一緒に同行して、利府町の葉山住宅のほうもシルバーハウジング見てまいりました。その中で、私らが一番心配していたのが、今議員さんがおっしゃったとおり、介護が重くなったとき、そこでどのような対処とか、次の施設への移行などどのようにしたのかということで質問したわけなんですけど、葉山住宅の場合にはこれまでそういったケースがなかったということで、大変元気な方が入っていて、そういった重い方がいなかったというようなことがございます。それから、もう1点は、この葉山住宅でございますが、利府町の市街地からちょっと離れていまして山手のほうにございまして、なかなか高齢者がそこで生活をするというような位置にないというようなことで、シルバーハウジングで一般の町営住宅の中にあるんですけども、なかなか満室といいますか、シルバーのほうはまだ若干あきもあるというような状況でございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 場所的にちょっと離れた場所でもあったというふうなことで、場所に関連して今ちょっと思い出したことがあったので、実は2年ほど前にその町の遊休地をどう有効に使うかという話を各地区の人たちに話して考えていただいて、あいている候補地をどう有効に使うかというのを幾つか具体的なその利用法について挙げてもらったことがあったかと思いますが、それと今回の中新田地区はもしかしたら母子生活支援センターの跡地とか、あるいは小野田は旧ソニー跡、北原住宅のところとか、宮崎は町屋敷住宅地のその近くですか、というふうなお話があったんですが、それとこの2年ほど前に挙げられた具体的な遊休地の利用法について挙げられた土地との関連というか、合致しているところがあるのか、全くそことは別なのかどうか、ちょっと確認をしたいんですが。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 谷津先生が中心になって行ったワークショップの報告書だというふうには理解しておりますが、今手元にないのではっきり申し上げませんが、大分高齢者向けの施設についての提案が多かったようでありまして。ですから、合致している部分もあれば、違う部分もあるというふうに思います。いずれにしても、この高齢者専用の介護サービスつき町営住宅をつくるに当たっては、やはり利府の葉山のように山の上ではなかなかこれ高齢者住むのは大変ですので、やはり町に近いところということが私は大事だと思っています。ですから、そのときのワークショップの結果も参考にしつつ、やはり高齢者の視点に立って一番望ましい場所を選んでいきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、今ここにちょっと具体的な土地名が挙がってこないの、ちょっとそれ以上は進められないのですが、ちょっと戻ってじゃ条件についてですが、これもどこかの町政懇談会で出た意見だったと思いますが、持ち家があっても家族がいなかった場合にも入居できるようにはならないのかどうかというふうな要望が出ていたかと思いますが、そのときには公営住宅法に基づく料金設定がありますし、幾つかの条件に合っていればというふうなお答えがあったかと思うんですが、そういったその条件設定の枠というのはもうちょっと緩やかではないのかどうか。あるいは、その枠というのは今ちょっとそこだけは外せないんだという状況なのかどうか、条件についてお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

町政懇談会におきましても、持ち家のある方で入れないのかというご質問がございました。それで、一応町営住宅の場合はあくまでも住宅に困っている方ということで、結局持ち家のない方、これが基本になると思います。ただ、住宅のほうの担当の方ともその辺いろいろ話したんですが、例えば実際高齢の方が1人で住んでいて、例えば息子さんとか娘さんが仙台とか東京に住まわれているというような場合に、例えばじゃそこに1人で住んでいるんですが、持ち家が例えば息子さんとか娘さんの所有だったらどうなんだろうというようなことで、ちょっと担当のほうと話したんですが、例えば基本的に所有者がご本人でなければ、息子さんであれば入れるのかなというような話もありました。その辺も今後いろいろ出てくると思います。ただ、持ち家のある方が果たしてお金を出してそちらのほうに月幾らのお金を出して入居されるかどうか。例えば、今の持ち家の中で緊急通報システムをつけるとか、あるいは住宅改修、福祉用具の購入、そういったものでその方が十分に生活できれば、あえてその介護サービスつき町営住宅のほうに移らなくても住める方も結構いるんじゃないかと思います。その辺もうちょっと要件のほうですね、町長が先ほどもお話ししたとおり、いろんな先進の事例等も見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） まだまだ今の時点で考えられることということを答弁いただきました。それでは、介護サービスつきという大前提なわけなんです、その介護サービスを実際行うスタッフというのはどういったところから充足するのか、介護スタッフのその身分というか、どういった形なのか、その点についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

まず、介護サービスつき町営住宅の中でいろいろお世話をさせていただくこととなりますライフサポートアドバイザー、生活援助員という方でございますが、この方については例えばヘルパーの資格のある方、あるいは介護福祉士の資格のある方、こういった方がこのライフサポートアドバイザーの要件に合致します。それで、そういった方を町で募集して採用するのか、あるいは社会福祉法人のほうでやっています社会福祉協議会とか、加美玉造福社会のほうでそちらのほうに委託するのかと2つのやり方があると思います。一般的には社会福祉法人のほうに委託してその生活援助員の方をお願いしているというような形で、葉山住宅におきましても、近くに設置されている介護福祉施設、そちらのほうに委託をしまして、年間275万円ぐらいですか、そのぐらいの委託費をお願いしているというような状況でございます。

それから、介護サービスつきということで、ほかのサービスはどうなっているのかということだと思んですが、例えばヘルパーさんに来てもらう、あるいはデイサービスに行ってしまうようなそういったサービスについては、介護保険のほうのまず認定を受けた方が前提となります。そういった方については今いろいろお話ししています、例えば小野田に整備するのであれば小野田のデイサービスセンター、あるいは社協さんでやっているヘルパーステーションから来ていただいて、そういったサービスを受けるという外部からのサービスでやっていきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 単純に介護サービスつき高齢者住宅ができるということで、じゃあ介護スタッフという雇用がさらに生まれるのではないかとちょっと期待をした向きもあるわけなんですが、そういった雇用の雇用口が生まれるというわけではないんですか。でも、そういった希望を持っていいのかなと。ちょっと介護士がね。ライフサポートアドバイザーという方もうちちょっとふやしていくとか、養成していくとか、そういった考え方に立つのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この事業の目的そのものが新たな雇用を生み出すということではないわけですし、あくまでもこのライフサポートアドバイザーという方、これもそうたくさん的人数を新たに養成して雇用するというふうなことにもならないだろうと思っております。それから、ほかのサービスにつきましては、これは外づけのサービスでございますので、あるいはこうい

った施設ができることによって、各事業者さんでじゃあもう1人介護職員ふやしましょうということになるかもしれませんが、そのあたりは何とも申し上げることはできません。いずれにいたしましても、地域でお年寄りを支えていきましょうと、できるだけ自立した生活です。これを支えていきましょうと。すぐに特別養護老人ホームに入るとかじゃなくて、できるだけ自立をして、質の高い生活をしていただきたいということが趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 最後に、高齢社会対策大綱について答弁があったんですが、安全・安心な生活環境の実現というところに力を入れてまいりたいというふうな答弁だったかと思うんですが、これから若年期からの人生60年なんてものではなく、人生90年台への心構えを培ってほしいというふうな大綱の中にあるわけなんですけれども、自分も含めてなんですけれども、意欲と能力の活用をまだまだ60になったから、あるいは70になったからというふうな線引きをしてしまうのではなくて、もうちょっと残っている意欲や残っている能力を活用していくようなそういった町であってほしいなど。それがひいては若い人たちを育てることにもつながるのではないかなと私は思っていますので、そういった方面で安全・安心な生活環境の実現はもちろんですが、高齢者の意欲と能力がなえてしまわないような方向でこういった介護つきサービス住宅の事業を進めていってほしいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

就学援助の今後について、お伺いします。

児童手当や高校授業料の無償化の見直しなどがささやかれているわけなんです、子育て・教育環境が変化する中、子育てしやすいまちづくりを目指している加美町の就学援助の現状と今後について伺います。

1つ目は、加美町の就学援助数の動向について。

2つ目が、準要保護児童生徒に対する就学援助は平成17年より国の補助が廃止されていますが、援助を必要とする児童生徒への対応について。

3つ目が、就学援助の範囲について。特に校外活動費や修学旅行費などはどの程度支給されているのかなどについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、就学援助ということについてお答えをいたします。

加美町の就学援助制度というふうなことです。この就学援助制度、これは教育基本法からきます義務教育の機会均等というふうなことで、経済的な理由などで困難というふうなことはないように援助をするという制度でございますが、まず1つは加美町の就学援助数の動向というご質問ですが、初めに就学援助の支給対象者についてご説明しますが、まずは生活保護を受けている要保護者ですね。それから、要保護者に準じる程度に生活が困窮している準要保護者となります。この準要保護者については、当該年度、そして前年度と、例えば町民税の非課税世帯とか、それから国民年金の免除されている世帯、また、児童扶養手当の支給を受けている世帯とかということになります。

加美町での就学援助の認定件数ということですが、平成21年度につきましては、準要が20名、いや、ごめんなさい。要保護が20名、準要保護が137名で計157件、平成22年度については要保護18名、準要保護137名の計155件、それから平成23年度は要保護20名、準要保護が171名の計191件となっております。また、今年度については、2月1日現在というところで、要保護が17名、準要保護が184名で計201件となっております。実人数につきましては、年々やはり増加にあると。特に準要のほうですね、が増加著しいと。割合でいいますと、201件ということは、小中学生約2,000名ということですから、ちょうど1割ぐらいが就学援助の支給を受けておるといふ現状でございます。

それから、2つ目としまして、準要保護児童生徒への就学援助、平成17年から国の補助が廃止されているというふうなことです。加美町におきましては一般財源化後も援助額、また、認定基準等の変更はなく、それ以前同様に対応をしております。

それから、就学援助の範囲というふうなことで、特に校外活動費や修学旅行、どの程度支給かというふうなご質問でございますが、校外活動費につきましては、宿泊を伴うものについては限度額が小学校で3,470円、中学校で5,840円、宿泊を伴わないものにつきましては限度額が小学校で1,510円、中学校で2,180円となっております。また、校外活動に参加するために支給対象ということですが、直接に必要な交通費あるいは見学科料等でございます。また、修学旅行費についてですが、限度額が小学校で当然1泊2日になるわけですが、1万150円です。それから、中学校では2泊3日ということですが、2万7400円となっております。支給対象となる費用につきましては、直接必要な交通費、宿泊費、見学科料並びに参加した子供たちの保護者が均一に負担する例えば記念写真代とか、医薬品、旅行保険料、その他通信費とか、そのようなものとなっております。

就学援助ですね、やはり義務教育は無償というふうなことで、保護者の収入によって教育の



機会均等が損なわれることがないようにということで、本町においてもその趣旨に沿って今後とも支給の継続を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、就学援助数の動向についてお伺いしたわけなんですけど、これはここ平成21年からの動向についてお話しいただきましたが、やはり加美町も例外ではなくて、だんだん雇用状況が悪化してきたり、社会情勢が不安定化してきていることによって、ほかのどんな自治体でもその就学援助数、援助費が増額されたり、援助数がふえてきているというふうな傾向があるわけなんですけど、加美町としても今後もう少しふえていくような感じがいたしますが、どんなふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

確かに今かなりデフレ経済下にあるというようなことで、全般的には収入が全く伸びないというような状況だと思いますけれども、そういった景気に左右されることはかなり多かろうと思いますけれども、あとは税収の動向とかそういったものにかかなり比例するといったらいいのかわ、そういった傾向にあると思います。今はやはりそういったどちらかというよりは低所得世帯が若干ふえているのかなというふうに思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今後はもう10名、平成23年から24年にかけては10名の増加が準要保護者がふえているわけなんですけれども、これくらいの割合でふえていくのかなとちょっと気になっております。

それで、加美町は「子育てしやすい町」というふうなことをタイトルに掲げているわけなので、私は先ほども教育長さんがおっしゃったように、経済の格差が子供の学びとか進学を機会を狭めたり奪ったりすることがあってはやはりならないんだろうと思います。せめて加美町に住んでいる子供たちにはそんな思いをさせたくない。そのことによって、「ああ、加美町って住みやすい町なんだな」ということを実感できるようにしてほしいものだと思うわけなんですけど、この就学、たった本当にささやかな援助の一例かとは思いますが、就学援助を受けやすい工夫とか仕組みがされているのかどうか、どういう方法で周知徹底を図っているのか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

以前はやはり周知されないという部分があったようです。そういったことで、こちらで全保護者に周知されているのかなと思いましたが、昨年あたりちょっと調査しましたところ、漏れていたりといたケースもありましたので、今は学校にこちらから就学援助申請についてのお知らせをきちんと当然いたしますけれども、今それから広報紙にも概要ですけれども載せております。そして、各学校からは、全保護者に対して就学援助制度についての申請についてのお知らせをすることとしております。さらにあとは就学援助費が現実に受給されている保護者の皆さんについては、教育委員会のほうからも連絡して、漏れないようにということを努めております。そういったことで忘れないで申請していただくようにということを心がけています。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） いろんな自治体でいろんな失敗があったりして、自治体も改善してきているという情報があるわけなんですけど、申請から受給に至るまでについてのその流れをわかりやすく書いた用紙を広報に載せたりということを今もされているかと思うんですけど、それから新生児には4月ではもう遅いわけなので、2月か3月の学校の入学説明会の折にしているかと思うんですけど、そのことはどの学校でも行われているのかどうか、確認します。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

先ほどは失礼いたしました。入学する前に学校で説明会ありますので、その際に学校のほうから説明しております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それから、かつては学校から担任を通じて直接子供、それから保護者というふうにして申請書を書いてもらうというふうなことがあったわけなんですけど、今ある自治体では封書に入れて担任がその中身がわからないとか、あるいはほかの人の目に触れないような方法で封書に入れた形で申請書を出すというふうなことをとっている自治体もありますので、子供は小さいうちはわからないんですけど、だんだん高学年になっていくと、そういったところをすごく気にするようになりますので、工夫というか申請するときの工夫について、どういった方法がいいかを今後とも検討していただけたらいいなというふうに思います。

それから、認定された後の振り込みというのは年3回かとは思いますが、それは認定がおくれたりすると給食費とか学用品費が月割りになってしまったり、修学旅行費は間に合わなかったりということもあるわけなんですけど、その認定については申請した後、どれくらいの時間をかけて認定されて、その認定結果はどのように保護者に通知されているのか、お伺い

します。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

認定については学校から、当然学校に保護者のほうから申請書を送っています。そして、学校から私らほうに来て、申請あれば翌月認定というようなこととなります。そういったことで、あと申請手続については当然お金も絡むことですから、一定の書類も当然必要になりますし、できる限り工夫できる部分については工夫いたしますけれども、やはり保護者にわかりやすい説明をしていくことがまず第一かなというふうに思っています。そういったことに当然学校、教育総務課のほうでも努めていきたいというふうに思います。

あと、先ほど最初の教育長の答弁でちょっと訂正させていただきたいんですが、修学旅行についての限度額ということを申しましたが、これは国庫補助の対象の小学校で1万150円、中学校で2万7,400円ということですが、支給限度額については小学校が2万600円、それから中学校が5万5,700円、当然これは参加者の任意ですけれども、そういったことですのでよろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、その点を確認しようと思っていたところでしたので、タイミングがよかったです。支給内容と金額について国の基準がありまして、こんなに少なくてどうしたんだろうとか思っていたところでした。修学旅行費は小学校2万600円、中学校5万5,700円ですね。

それで、体育実技用具費も一応内容としてはあるわけなんですけど、中学校の部活動に使う柔道は7,300円、剣道は5万500円、スキー用具代は2万2,900円というふうな国の基準があるんですが、加美町においてはその辺の実技用具費の援助というのはどういうふうになっているのか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

これについては残念ながら支給しておりません。県内の状況もこちらではその辺についていろいろ調べたんですが、やっているところが余りないというようなことがございました。そういったことでございます。現状はそうです。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） こういったせつかくの機会、せつかくの権利というか、せつかくの予算

が使われずにいるというところが2年くらい前の調査で明らかになったという資料を持っているわけなんです、就学援助の支給内容と金額は国が定めていて、通学用品から校外活動費、それから体育実技用具費等々、物すごい事細かに決められていて金額も決められているんですね。そういったことをやはりぜひ加美町としては有効に使ってほしいなど。財源の範囲内ということもあるかと思いますが、ぜひ子供たちがすくすくと育つように、進学、学びの機会が誰にでも平等に与えることができるようにしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。